

【令和2年度で終了する時限措置を設けた入札・契約制度の取扱い】

■ 市独自の取扱い

No.	制度名	制度概要
1	指名競争入札の適用拡大 ＜平成23年8月～＞	復旧・復興又は緊急性の高い工事については、金額にかかわらず、原則指名競争入札にて実施するもの。
2	総合評価方式の適用 ＜平成24年4月～＞	復旧復興事業に一定の目途が立つまでの当分の間、一般競争入札における総合評価方式（5,000万円以上）の対象案件については、工事内容の特殊性等を考慮して選定したものに限定することとするもの。
3	1者入札 ＜平成26年3月～＞	建設工事における指名競争入札では、これまで入札参加者が1者となった場合は、入札を中止していたが、工事については全ての入札において、参加者が1者の入札を成立させるもの。
4	一般競争入札の実施方法の見直し ＜平成26年4月～＞	郵便入札により実施している一般競争入札について、開札の結果、落札（候補）者がいない場合は、開札時に立ち会っていた入札参加者により、直ちに再度入札を実施するもの。

■ 国に準ずる取扱い

No.	制度名	制度概要
1	主任技術者の専任における要件緩和 ＜平成24年3月～＞	工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互間隔が10km程度の近接場所において同一の業者が施工する場合は、同一の主任技術者が管理できるもの。（原則2件程度）
2	監理技術者等の雇用期間緩和 ＜平成26年3月～＞	請負金額3,500万円以上（建築一式は7,000万円以上）の工事に配置する専任の監理技術者等は、原則、入札日以前に3か月以上の雇用関係にあることを求めているが、復旧・復興工事については、直接的雇用関係にあれば、3か月未満であっても配置を認めるもの。
3	最新単価に基づく契約変更 ＜平成26年4月～＞	震災以降、労務単価及び資材単価等が短期間で高騰していることから、起工日の積算時点（予定価格算出時点）から契約締結までの間に単価変更があった場合について、契約時点の単価等で設計変更・契約変更を行うことができるもの。
4	建設工事等の前金払の限度額割合の引上げ ＜平成23年4月～＞	地方自治法施行令及び同法施行規則の改定に伴い、事業者の円滑な資金調達を図るため、建設工事（請負代金額100万円以上）においては請負代金の「4割以内」を「5割以内」、測量・調査・設計の委託（委託金額300万円以上）においては委託金額の「3割以内」を「4割以内」とするもの。